

## 地域における協力に関する包括連携協定

芦屋市（以下「甲」という。）と、生活協同組合コープこうべ（以下「乙」という。）は、市と企業及び団体等による協働のまちづくりや環境保全、子育てや福祉の向上、健康増進・食育等の取り組みにおいて、相互の連携を強化し、市民参画協働による豊かな地域社会の活性化と住民が安心して暮らせる地域づくりに貢献できるよう、次のとおり包括連携協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、市民参画協働による豊かな地域社会の活性化と住民が安心して暮らせる地域づくりに資するための甲乙間の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### （連携の内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 市と企業及び団体等による協働のまちづくりに関すること
- (2) 環境保全に関すること
- (3) 子育てや福祉の向上に関すること
- (4) 健康増進・食育に関すること
- (5) 防災・減災及び災害時の対応に関すること
- (6) 青少年育成に関すること
- (7) 地域の安全・安心に関すること
  - ① 高齢者、障がいのあるかた、子ども、その他の甲の住民等の何らかの異変に気付いた場合
  - ② 道路の異状を発見した場合
  - ③ 不法投棄が疑われる廃棄物やカラス等により荒らされたごみステーション、又はごみステーションにおける資源の持ち去り行為等が発見した場合
  - ④ 河川の異状を発見した場合
  - ⑤ 消費トラブルの未然防止、早期発見に関すること

2 前項第7号の場合における情報提供の方法は、①の場合は別紙1、②の場合は別紙2又はスマートフォンアプリ「LINE」（別添2参照）、③の場合は別紙3、④の場合は別紙4を使用する。

ただし、①の場合で高齢者の情報提供は、社会福祉法人芦屋市社会福祉協議会「協力事業者による地域見守りネットワーク事業」による。

3 前項第7号の規定により乙が情報を提供した場合において、甲は、その個別の事実を第三者に開示しないものとする。

4 甲及び乙は、連携事項の具体化や進捗状況を確認するため、必要に応じて協議を行うものとする。

(免責)

第3条 乙は、前条第1項第7号の規定による情報の提供をした場合及び提供しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

(住民等の保護)

第4条 乙は、次に掲げる場合には、営業時間内に限り業務に支障のない範囲で、店舗内へ一時避難的に保護を要する住民等の受け入れに協力する。

- (1) 気象に関する各種警報・注意報発表及び突発的な豪雨等が発生し、住民等が緊急に避難を要する場合
- (2) 住民等に何らかの異変が生じ、緊急の保護を要する場合

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、締結日から令和2年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

2 前項の規定に関わらず、甲及び乙双方が書面により合意した場合には、本協定を廃止することができる。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、連携事項の実施に当たっての知り得た相手方の機密情報をその承認を得ないで他に漏らす事があるてはならない。

2 本協定の有効期間満了後も第1項の規定は、効力を有するものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に関する疑義が生じた場合には、甲及び乙が協議の上、これを決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有するものとする。

令和元年 7月25日

甲 兵庫県芦屋市精道町7番6号  
芦屋市  
芦屋市長 伊藤 舞

乙 神戸市東灘区住吉本町1丁目3番19号  
生活協同組合コープこうべ  
組合長理事 木田 克也